

平成 29 年度第 2 回

## 北栄町国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成 30 年 1 月 30 日（火） 午後 7 時 00 分～午後 8 時 50 分  
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 2 階 第 4 会議室  
会議に招集された者 北栄町国民健康保険運営協議会委員  
出席者 井中信一（会長）、永田洋子（会長職務代行）、山根收、岡本恒之、  
石川悦子  
欠席者 淀瀬千賀子  
説明のための出席者 健康推進課長 吉田千代美  
健康推進課国保医療室長 中口一彦  
会議に付した事項 別添資料のとおり  
議長 井中信一（会長）

### 会 議 の 要 旨

開会	午後 7 時 0 0 分
事務局	国保運営協議会委員の再任についてお礼申し上げます。いよいよ平成 30 年 4 月より国保の県統一化となり、新しい制度となります。本日は「平成 30 年度北栄町国民健康保険税の算定方式及び税率について」協議していきますので、よろしく申し上げます。
会長及び会長職務代行の選出	委員による選出の結果、 会長は井中信一委員さん、会長職務代行は永田洋子委員さんでお願いいたします。
会議録署名人の選出	山根收委員さん、岡本恒之委員さんで申し上げます。 (事務局提案により、委員了承)
会長	「平成 29 年度北栄町国民健康保険事業特別会計について」の説明をお願いします。
事務局	別紙資料「平成 29 年度国民健康保険事業特別会計」に基づき説明 現在の執行状況や国県の負担金の確定状況を見ながら、3 月の補正予算 で対応させていただきます。 歳入ですが、国庫支出金の療養給付費等負担金は約 12,000 千円の減の見込みです。 今回の主な補正は、高額医療共同事業によるものです。国保連から示さ

れた高額医療共同事業拠出金が当初見込みより大幅な減となることに伴い、国庫支出金は480千円、県支出金は約2,200千円の減となりました。市町村の医療費の実績に応じて国保連から交付される共同事業交付金は約25,000千円減の見込みです。

一般会計繰入金について、法定内繰入金は基盤安定繰入金の申請により791千円の増です。

国保税の延滞金による収入が予算より1,000千円の増です。

歳出は、共同事業拠出金が39,131千円の減です。

国保予算総額では、歳入・歳出ともに39,131千円の減額補正で補正後の予算総額は2,258,797千円になります。

決算見込みですが、1月までの状況では医療費は減少傾向にあり、医療費の支払いはあと何か月分かありますが、歳出については減額となる見込みです。

会長

医療費が少なくなりそうだというのですが、支出の保険給付費が減額補正になっていないのはどう解釈したらいいのですか。

事務局

今年度の医療費の支払いはまだ数ヶ月あり、保険給付費を減額した場合、支払が滞ることも考えられますので、今回の補正は高額医療共同事業等のほぼ精査できたものについて計上させていただいております。

当初予算では前年度比増額見込みで医療費の伸びを計算しておりましたが、伸びておりません。

まだ数か月医療費の支払も残っており、また最近のインフルエンザの流行の影響もあるかもしれませんし、医療費を減らすと支払えなくなる恐れがあるので、こちらの予算はたぶん残ると思われませんが、見通しが立たないので減額しておりません。

また、国庫等の歳入も最終的には減額になると見込まれます。

委員

(医療費の減額は)介護予防等の(取り組みの)効果が出てきているのではありませんか。

事務局

介護予防の効果の検証はできていませんが、全国的に見て医療費は減少傾向にあるようです。診療報酬の関係もあるかもしれません。

会長

今の時点では最終的には、(予算額に対して、決算額が)減る可能性が高いということですね。

事務局

そうです。

会長

ここからは「平成30年度北栄町国民健康保険税の算定方式及び税率について」の説明をお願いします。

平成30年度の制度改革に伴い、町から国保税の算定方式と税率について運営協議会に対して諮問がありましたので、検討をお願いします。

資料P9に基づき説明

平成30年度の県が示す標準保険税率で算定した保険税額と現在の保険税額との差が一定基準以上の場合、急激な変動を避けるために激変緩和措置がとられることとなっていますが、激変緩和措置がある場合は、標準保険税率による保険税額は現在の税額より下がり、激変緩和措置がない場合は上がることとなります。

資料P6からP8には、各市町村ごとの標準保険税率を載せさせていただきます。

資料P4に基づき、保険税算定方式の違いについて説明

3方式（所得割、均等割、平等割）は、収入はないが資産があるという方には負担軽減となりますが、徴収する税額は所得の変動の影響を受けやすくなります。4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）は、安定的な税収が見込まれますが、資産を持っている人の中で不公平感を持つ方もおられます。北栄町は、現在4方式です。

資料P3に基づき、算定方式、税率の違いによる試算結果について説明

○算定方式(3方式、4方式)による比較

ケース①（3方式・標準保険税率）とケース②（4方式・標準保険税率）の比較

1人あたり税額	ケース①の方が	1,770円高い
限度額超過	〃	延31世帯多い
税総額	〃	2,819,200円多い

○税率による比較（標準保険税率、現在の北栄町の税率）による比較

ケース②（4方式・標準保険税率）とケース③（4方式・現在の北栄町の保険税率）

1人あたり税額	ケース③の方が	9,540円高い
限度額超過	〃	延20世帯多い
税総額	〃	29,519,300円多い

資料P5に基づき、激変緩和措置による影響について説明

激変緩和措置は、ずっと続くものではなく経過的な措置であり、平成31年度以降の取り扱いについても具体的にははっきり決まっておらず、不確定な要素が多いのですが、平成31年度から、平成30年度の激変緩和措置額が毎年6分の1ずつ減額となり、医療費が推計により上昇していったと仮定した場合の北栄町の国民健康保険会計の試算を行ってみました。それによると

○ケース②（4方式・標準保険税率）の場合

平成31年度（制度改革から2年目）から赤字

○ケース③（4方式・現在の北栄町の保険税率）の場合

平成35年度（制度改革から6年目）から赤字

となる見込みです。

会長

質問はありませんか。

委員

3方式と4方式とありますが、方向として北栄町としてはどちらを採用するのかということを決めるのですか。それとも現在は4方式だけれども、3方式でいく方向なのか、そのへんはどうですか。

事務局

北栄町は今、4方式でやっています。3方式に変えると激変を生ずる方が出てくることもあり、メリットとデメリットを踏まえて、町としては4方式の方ではどうかと考えています。

委員

それは、いつまでですか。ずっとですか。方向としては、県統一化によって、市町村長さんの意見では3方式でも良いよと、全国の趨勢（すうせい）がそういう方向ですから、いずれそうなるのであれば、そういう方向でも良いよというような意見があったように聴いているのですが。

試算の結果からも4方式の方が税額も安いし、被保険者からするとそれが良いかと思いますが、そうはいつでも本当にそれで良いのかと。今現在が北栄町にとって4方式が良くても、全国の趨勢（すうせい）として、いずれ3方式でいくなら今の時点で北栄町として方針を決めておいた方が良いのではないですか。「同じ医療を受けるのであれば、地域によって（保険税の）金額に差があるのはおかしいのでは。」と大阪府知事が言っていたそうですが、どこに住んでいても同じ病気であれば同じ医療費を払うというのが基本ではないでしょうか。極論すれば、3方式からさらに、2方式に進んでいくのではないかという気もするんですよ。新聞報道によると。市町村長さんから、将来的には保険税一本化の話も出ているようです。（全国的な）方向として3方式に向かっているのであれば、北栄町としても検討していかなくてはと思っています。激変緩和された額を将来的に返す必要はあるのですか。

事務局

返す必要はないです。

委員

激変緩和措置が無くなった時に保険税額が跳ね上がったりすると困りますし。県から、市町村は一般会計からの赤字繰り入れをなくしていくためにも基金を積むことを検討してくださいよということもあるわけですが、北栄町は基金を積んでいないんですがそのへんはどうなのでしょう。

事務局

資料P5の標準保険税率でのケース②でいくと1年目は良いですが、2年目では赤字となり、とても基金を積めるような状況とはなりません。しかし、現行の北栄町の保険税率でのケース③だと5年間は今のまま、税率を据え置いたとしても余剰金が生じるというところで、その余剰金を基金

に積み立てていくというのは可能ではないかと考えています。

委員 数字的には可能なのですが、町としてそういう（基金を積んでいく）考えを持っているのですか。

事務局 余剰金が出れば基金に積みたいという考えは持っています。

委員 （余剰金を）一般会計で使うというのではなく、こっち（特別会計）の方で積み立てていくと（いうことですね）。

事務局 決算補填目的の一般会計繰り入れは縮減するようにと国からも言われていますので、万が一、（歳出予算が）足りない場合は、基金で補うようにしたいと思っています。

委員 今まで、大きな額を一般会計から（赤字）繰り入れしていますが、今度、制度が変わって激変緩和措置等により、（収支決算が）黒字になった場合、今度は、一般会計に戻すようにというような意見が出てくるのではないのでしょうか。町民全員が国保の被保険者というわけではないですからね。北栄町は国保被保険者の率が高いですが。

事務局 おっしゃるとおり、北栄町は国保被保険者の率が高いです。（余剰金が生じた場合）一般会計に戻す考えはありません。

会長 激変緩和を受ける市町村は、県の示す標準保険税率で計算すると（激変緩和措置をしない場合）保険税額が大きく上がるということですが、下がる市町村もあるわけですか。

事務局 あります。

会長 県の示す標準保険税率は、毎年見直しされて変わるわけですか。

事務局 標準保険税率は、毎年計算されて示されますので、その標準保険税率を参考として、実際には各市町村で税率を決めています。

会長 県が納付金額を示して、それをどうやって集めるのかは市町村が決めるということですね。

資産割（の対象）には町外の資産は含まれていないんですか。

事務局 含まれていません。

会長 (資産割は) 資産と言いながら土地、建物を対象にしていますが、現金や株は対象になってないですね。

事務局 資産割は、固定資産税額について課税されます。

委員 不公平なんですよ。そもそも資産を医療費に反映させる(国保税の対象とする)ということがどうなのかという話もあります。

委員 全ての資産が、国保税の対象となるならわかりますが。

委員 そういう意味では、応益割がベストだと思います。しかし、所得が高い人が国保税を払ってくださいよというのはある話だと思いますが、財産を持っているから国保税を払ってくださいというのは、ちょっと別じゃないかという気がします。そういうこともあって、4方式は本来なじまない、だから(全国的には)3方式の方向ではないかと思いますが。

会長 今の田畑で応能になるかということ、ならないんですよ。ほんの二束三文で。

委員 応能割と応益割の割合が、町村と都市部は違うんですよ。

事務局 資料P3に現在の税率での応能割と応益割の割合を示しています。応能割と応益割の割合は50:50が基本とされており、応能割は所得割と資産割ですが、資産の割合が下がれば、所得の割合が上がるということになります。

所得が高いというのが北栄町の特徴で、所得割を上げれば限度額を超過する世帯が多くなり、税額に影響してきます。鳥取県内は応能割の割合が高い状況です。

委員 今日の協議会は何を決めるわけですか。3方式にするか、4方式にするかという協議ですか。

事務局 算定方式として3方式か4方式かということと、その算定方式で税率をどうするかということ、この2点を協議していただきたいと思います。

委員 この資料で税率の協議まではできませんよ。

会長 県の示す税率で良いか、どうかということですか。

委員 県は標準税率を示すだけで、最終的に決めるのは町ですよ。町としてどうしたいかということであれば、この資料で判断することはできないん

じゃないかなと思って。3方式か4方式かを協議することはできると思うんだけど。

事務局 税率としては判断基準として、県がこの年（平成30年度）はこの保険税率で運営できるのではないかと試算したもの（ケース①とケース②）と、現在の北栄町の税率（ケース③）が、一番比較しやすいのではということを示めさせていただいています。

委員 この試算をもって税率を決めたいということですか。町の提案としては、ケース③の税率を使いたいということですか。

事務局 県の示す標準保険税率（ケース②）にすると、（資料P5の）推計では1年目（平成30年度）は（保険税額は）いったん下がることとなりますが、平成31年度からは上げなくてはいけないという状態を踏まえて、できれば現状どおり据え置きでいきたいと考えています。

会長 そういうことですか。

事務局 県が示した標準保険税率まで下げれるのなら、下げた方が良いのではないかなというような、税率の方向性について（運営協議会の意見を）伺いたいということですか。

資料P5の推計では、県の示す標準保険税率（ケース②）では、2年目から赤字に転じてしまい、税率の見直しが再度必要になってくるかもしれませんが、町の現在の税率（ケース③）では何年か据え置きという形で運用ができるのではないのでしょうか。県が示す標準保険税率はその年で計算するので、毎年のように税率を変えていくという考え方であれば、県の示す標準保険税率を基準に運用していくという方法もあります。

会長 県に納める納付金は、激変緩和額を差し引いたものになるんですね。現在の税率でいくと被保険者にとっては激変緩和になっていないということですか。

事務局 激変緩和がなかったら、税率は上がることとなります。激変緩和があるので、今の税率でもやっていけるということです。激変緩和があるので（標準保険料税のように）今より安くもできる、（激変緩和がない場合と比較して税率が）安くなれば（現在の税率の場合）5年目までは、同じ税率でもいけるだろう、激変緩和がなかったら、来年度から税率を上げないといけないところです。

会長 今の町の税率でいくということは、被保険者にとっては激変緩和は関係ないのではないですか。

事務局 激変緩和がされた額を県に納付金として納めれば良いので、その分（激変緩和された額分）を（基金として）積み立てることもできることとなります。

委員 町としては、これからは一般会計からの（赤字）繰り出しをゼロにするということですね。

事務局 今も基本的にはそうですが、予算が組めないので一般会計からの補填の予算を組んでいます。実際には、ここ2年は繰り入れていませんが、それまで繰り入れていました。

委員 今回の制度改革で、国の支援もあるので、保険税が安くなるのではという期待が、皆あると思うんですよ。ところが、北栄町は今までどおりの税率としたら、「（制度改革は）何のメリットがあるのか。」という批判も出てくるのではありませんか。もし、2年目以降、標準保険税率が上がるような状況になった場合、国はそれなりの救済措置を考えるといます。今は、それが全然わからないでしょ。だから、「（2年目以降は）赤字になるよ。」と言っているだけであって、もし、そういう措置があれば毎年、保険税率を変えるのはおかしいし、平成30年度については、（町の）現行の税率でいきますよ、ただ、それは30年度だけであって次の年からは次の年でどうするかわかりませんよ（検討していきますよ）ということならわかりますがね。今、（平成30年度だけでなく、平成30年度以降ずっとの）方針を出すということになれば、おかしいと思います。

事務局 （この協議は）これからずっとのことではなく、平成30年度についてどうするかということです。

委員 今の議論は30年度に限定してですね。

事務局 そうです。この協議は、この時期、毎年することとなると思います。

委員 算定方式は毎年変えるわけにはいかないしね。方式は一本化しないと。

事務局 算定方式については、今は（平成30年度については）鳥取市が3方式と聞いていますが、なかなか町村部では3方式がなじまないようで、他の市町村は4方式のようです。

委員 全国的には最終的に率も一本化するべきということもあるし、そういう方向に動いている県もあるんですよ。



事務局 鳥取県も（率の一本化について）今後も協議していくこととしています。

委員 市町村によって、率も算定方式もすごいバラつきがあって、それを今、一本にしたら極端に（現状との）差が出ますよね。だけど、財布を一本化するということは、最終的には率も一本化すべきという方向性はあるということですね。ただ、結論は出てないけれども。

事務局 今後、（県と市町村で）協議していくこととなっています。

委員 そういうことであれば、町も長期的に見ていかないといけないのではないですか。今日の話は30年度に限定ということではあるが、今、目先5年までは安いからというような考えではいけないのではないのでしょうか。

事務局 あくまで、これ（資料P5の試算）は推計で（実際には）変わってくるものだと思っています。  
（この協議は）30年度だけのこととして見るのが良いのか、それともその先2、3年後まで見据えての方が良いのか（どうでしょうか）。

会長 （先を）見据えてと言われながらも県の動きというのは雰囲気もわからないし、町がこうだと言っても県の中で通る話でもないだろうし、そこは考えてと言われても難しいと思う。

委員 予算をこれから（町議会に）現行の率で提案されるのは、それはそれで良いとは思いますが、さっき言ったような（制度改革によって、保険税は安くなるのではという）声に対して、（町議会の中で）町としてどうなんだということは当然聴かれるだろうと思います。現行の率では5年先まで黒字だから、県の示す標準保険料率では2年目から赤字だから（平成30年度は）現行の率とするような目先の話ではなく、方向として、今は安いけれども、6年目はどうなるの、激変緩和がなくなったらどうなるのという話を議員さんもすると思う。一般的に制度改革により国の支援等があれば、保険税を払う側からすれば保険税は安くなるんじゃないかという気持ちがあると思います。同じように（このことが）町議会の中でも出てきはしないのでしょうか。現在の税率は、県の示す保険税率より高いんですよね。「（平成30年度の保険税率は）現在と同じです。」と言った時に、「何で高いの。県はこれだけ（標準保険税率）で良いと言っているのに。何で町はそれ以上のものを集めるの。」という声が出てくると思います。

委員 一般の人が考えると、住んでいる町によって税率が違うというのは、結局、同じ医療を受けるのに、何で北栄町だけが国保税が高くて、隣の町に住んでいればこれだけで医療が受けれるのにということを当然、住民とし

では思いますよ。横並びで同じにしろとは言いませんが、県内であればどこに住んでいても同じくらいの税金ですむようにしてほしいなと思います。たとえば、保育料が安いから、子育て世帯が保育料の安い市町村に住むというような同じ考えになると思いますよ。移れる人は、同じ医療を受けるのに、こっちの方が国保税が安いから、そっちに移りたいという町民が出て仕方がないと思います。

委員

（この制度改革では）保険者としては、市町村が小さい懐の中でやりくりするよりも、県の大きな懐の中でやりくりする方がメリットはあると思うんですよ。「被保険者はどうなの。」と言った時に、高額医療の多数回該当の計算といったメリットは確かにあるんだけど、それは特定の者なんですよね。一般の被保険者にとって何がメリットかという、やっぱり保険税率なんです。それが「（今までと）同じですよ。」ということでは、当然、（町議会の中で）質問が出てきますよということです。それに対する方針をきちんと持っておかないと。

北栄町が、県トップクラスで一人あたり（調定額 資料P9）が高くなっているというのは、これは所得が多いから、一人あたりにすると高くなるということですか。

事務局

はい。所得が高いので、そこが影響しているところです。ですので（他の市町村と）同じ保険料率を適用したとしても、北栄町は所得が高いので、一人あたり調定額は高くなります。

会長

それだけ高くしないといけないということは、医療費もそれだけたくさん使っているということですか。

委員

県全体のパイ（必要な納付金額）は決まっているので、県はそれを市町村に配分するだけです。

事務局

（納付金は）医療費分、後期高齢者支援分、介護分となっています。医療費分については、医療費指数が反映されています。医療費指数は北栄町は県内でも低い（医療費がかかっていない）です。後期高齢者支援分、介護分は所得の影響を受けるので、所得が高い方が上がります。今回、北栄町が後期高齢者支援分、介護分に激変緩和があたっているのは所得が高いので（税が）大きく伸びるからです。

会長

一般の人は、一人あたり保険税の額が多いか少ないかで（判断して）、所得が高いから（保険税が）高いんですよと言ってもなかなか理解しづらいんですよ。

事務局

資料P6からP8の各市町村の標準保険税率を比べると北栄町は、けし

て高いということではありません。

会長 一人あたり所得額を出せば（理解していただきやすいのかもしれない）。

事務局 北栄町は、所得は高く、医療費は低いという状況です。

会長 保険税が高いと医療費も高いというような誤解を受けやすいんだけども。

委員 県から標準保険税率が示された後に、中部の市町村が集まって協議はしないんですか。

事務局 県内の全部の市町村の課長が集まって連携会議を行っていますが、確定係数（による標準保険税率）が出て以降は、開催されていません。ただ、県を通して、近隣の市町村の状況を聴いていますが、大体のところ（市町村）は、先の状況が見えないということもあって30年度については据え置きです。激変緩和がなくても下がるところは下げるところもありますし、上がるところは引き上げと聴いているところもあります。

委員 北栄町としては、県の示した納付額については、つりが出るといことですね。

事務局 現状どおりでいけば、30年度はそう思っています。

委員 （決算で余剰金が出た場合は）基金にまわるのですか。

事務局 先を見越して、基金に積めたら積みたいと思っています。毎年、保険税率が上がり下がりするのではなく、ある程度、安定してというところで、激変を避けたいと思っています。

会長 一本化というのは、一人当たりの保険税額を同じにするということではなく、保険税率をそろえるということですか。

事務局 そうです。（税率の一本化については、県と市町村で）今後も協議していくこととなっています。

会長 （そうすると）保険税額が高い、安い（という声）が出てくるということですね。

事務局 所得が高ければ、（保険税額は）高くなりますし。

会長 さあ、どうでしょうか。事務局の案は据え置きでいきたいということですね。（委員の皆さんの考えは）どうでしょうか。

委員 事務局の案は30年度に限定してとのことですね。30年度に限定してということであれば、他の市町村も（大体が）据え置きだということですし、それで納付金がまかなえるのであれば。要は県に納付金が払えなくてはいけないわけですからね。つりが出るくらいですから、県が示したものより高いんですね。

事務局 今と同じであれば、県が示したものよりも一人当たりの調定額は高くなります。皆さんからは「（保険税が）下げれるのでは。」という意見も出てくると思っています。

委員 30年度については、事務局の提案どおりで良いんじゃないかと思いますが、町議会の中で、「（税が）安くなるという認識を持っているのに据え置きとはどういうことですか。」という意見が出てくる可能性があるのので、町として基本的な考えは持っておいてください。

会長 30年度に限っては、4方式で現行の率でいくということによろしいでしょうか。

(委員、賛同)

会長 では、それで決定、この場の意思統一とします。  
その他（の協議）はないですか。次回のこの会の開催は、（平成29年度の）決算が出てからということですか。

事務局 そのようにお願いできたらと思います。

会長 それでは、今日の協議会を終わりたいと思います。どうも、お疲れ様でした。

閉会 午後8時50分